

平成 17年6月 27日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
 代表者名 代表執行役社長 ティエロー ポルテ
 (コート番号 : 8303 東証第一部)

ストックオプション(新株予約権)の発行内容確定に関するお知らせ

平成 17年 6月 2 4 日開催の当行取締役会決議に基づく第 5 回～第 8 回の新株予約権の発行内容が、本日確定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

	第5回	第6回	第7回	第8回
1 新株予約権の発行日	平成 17年6月27日			
2 新株予約権の発行数(新株予約権1個当りの目的となる株式数は1000株)	4,922 個	2,856 個	1,287 個	561 個
3 新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 4,922,000株	当社普通株式 2,856,000株	当社普通株式 1,287,000株	当社普通株式 561,000株
4 新株予約権行使に際して払い込むべき1株当りの金額(行使価額)	新株予約権1個あたり 601,000円(1株につき 601円) 平成17年4月20日に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く)または発行日の東京証券取引所における当行株式普通取引の終値のいずれか高い方の価格であります。			
5 新株予約権の行使により発行または移転される株式の総額	2,958,122,000円	1,716,456,000円	773,487,000円	337,161,000円
6 発行価額中資本に組入れる額	1株につき 301円			
7 新株予約権の行使期間	平成 19年7月1日～平成27年6月23日	平成 17年7月1日～平成27年6月23日	平成 19年7月1日～平成27年6月23日	平成 17年7月1日～平成27年6月23日
8 新株予約権の行使条件	平成 19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内に限り、行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。	原則として平成 19年7月1日以降行使可能とし、さらに平成 19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内に限り、行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。	原則として平成 20年7月1日以降行使可能とし、さらに平成 20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内に限り、行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。	原則として平成 20年7月1日以降行使可能とし、さらに平成 20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内に限り、行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。

【参考】

- (1)定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 17年 5月 24日
 (2)定時株主総会の決議日 平成 17年6月24日

以 上